

③

令和元年12月4日開会

令和元年第4回茨城県議会定例会議案概要説明書

茨 城 県

目

次

1. 条例その他の概要	頁 1
-------------------	--------

条 例 そ の 他 の 概 要

1. 条例その他の概要

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするものである。
- (2) 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
一部の旅行雑費を廃止する等、所要の改正をしようとするものである。
- (3) 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の退職手当の支給方法について、所要の改正をしようとするものである。
- (4) 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例
地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (5) 水戸市の中核市指定に伴う関係条例の整備に関する条例
水戸市の中核市指定に伴い、関係条例を一括整備しようとするものである。
- (6) 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
市町村の希望により事務処理の権限を移譲することに伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (7) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、関係条例を一括整理しようとするものである。
- (8) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
個人番号の利用に関し、県民の利便性の向上を図るため、所要の改正をしようとするものである。
- (9) 社会福祉法に基づき無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例
社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

(2)

- (10) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (12) 茨城県漁港管理条例の一部を改正する条例
国の管理規程例の一部改正等に伴い、漁港の適正な維持管理を行うため、所要の改正をしようとするものである。
- (13) 茨城県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (14) 茨城県県営住宅条例の一部を改正する条例
住宅に困窮する者の居住の確保に資するため、所要の改正をしようとするものである。
- (15) 市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。
- (16) 茨城県公衆に著しく迷惑をかける行為の防止に関する条例の一部を改正する条例
人に著しく迷惑をかける行為を防止し、県民生活の平穏を保持するため、所要の改正をしようとするものである。
- (17) 当せん金付証票の発売について
当せん金付証票法の規定に基づき、令和2年度において、総額280億円以内の当せん金付証票を発売しようとするものである。
- (18) 県有財産の売却処分について
事業用地として、東茨城郡大洗町磯浜町字東光台8234番1ほか2筆の土地16,592.12平方メートル及び建物4棟を予定価格1億2千万円で株式会社IHS代表取締役社長竹内順一に売却しようとするものである。

(19) 指定管理者の指定について

公の施設の管理について、指定管理者の指定をしようとするものである。

(20) 工事請負契約の締結について（(仮称)北田気大橋橋梁上部工事（その1））

一般国道118号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1）について、水戸市笠原町978番25日本ファブテック株式会社茨城営業所所長庄司裕一と10億5,589万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

国補地道第31-03-794-Z-001号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その1）

ア 工事箇所 久慈郡大子町北田気地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	標準点+評価点 (A)	入札金額 (B)	評価値 (A) / (B)	摘要
日本ファブテック株式会社	131.0	959,900	1.364	落札
株式会社横河NSエンジニアリング	131.0	962,060	1.361	
株式会社横河ブリッジ	120.3	1,040,000	1.156	

(注1) 総合評価方式による条件付き一般競争入札であり、評価値が最も高いものを落札者とする。

(注2) 標準点と評価点の配分は、標準点100点及び競争参加申請時に提出された施工計画等による評価点31点とする。

(注3) 入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

(4)

(21) 工事請負契約の締結について（(仮称)北田気大橋橋梁上部工事（その2））

一般国道118号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2）について、神栖市砂山16番地5株式会社横河NSエンジニアリング代表取締役社長齊藤功と10億5,468万円をもって、請負契約を締結しようとするものである。

(参考)

国補地道第31-03-794-Z-002号（仮称）北田気大橋橋梁上部工事（その2）

ア 工事箇所 久慈郡大子町北田気地内

イ 入札結果表

(単位 千円)

入札業者名	標準点+評価点 (A)	入札金額 (B)	評価値 (A) / (B)	摘要
株式会社横河NSエンジニアリング	127.7	958,800	1.331	落札
株式会社横河ブリッジ	119.0	1,036,000	1.148	
川田工業株式会社	126.7	955,670	1.325	
日本ファブテック株式会社				無効

(注1) 総合評価方式による条件付き一般競争入札であり、評価値が最も高いものを落札者とする。

(注2) 標準点と評価点の配分は、標準点100点及び競争参加申請時に提出された施工計画等による評価点31点とする。

(注3) 入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額が請負契約額である。

(22) 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（既設その2））

県単常臨・県単常整合併次期処分場護岸築造工事（既設その2）について、ひたちなか市山崎94東洋・株木・秋山特定建設工事共同企業体代表者東洋建設株式会社代表取締役社長武澤恭司代理人茨城営業所長平野徹と46億6,668万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、遮水工に係る施工手順に変更が生じたため、5,896万円を増額し、47億2,564万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(23) 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（西南その1））

県単常臨・県単常整合併次期処分場護岸築造工事（西南その1）について、ひたちなか市大字中根字芝野3349番地3五洋・大成・岡部特定建設工事共同企業体代表者五洋建設株式会社代表取締役社長清水琢三代理人茨城営業所長田中哲司と65億2,266万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、遮水工に係る施工手順に変更が生じたため、1億7,215万円を増額し、66億9,481万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(24) 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（北その1））

県単常臨・県単常整合併次期処分場護岸築造工事（北その1）について、水戸市中央2丁目7番36号東亜・大林・菅原特定建設工事共同企業体代表者東亜建設工業株式会社代表取締役社長秋山優樹代理人茨城営業所長濱崎健と52億5,204万円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、遮水工に係る施工手順に変更が生じたため、1,859万円を増額し、52億7,063万円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(25) 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（西南その2））

県単常臨・県単常整合併次期処分場護岸築造工事（西南その2）について、水戸市城南1丁目7番27号みらい・りんかい日産・鈴縫特定建設工事共同企業体代表者みらい建設工業株式会社代表取締役小西武代理人茨城営業所長伊藤茂と50億7,185万2,800円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、船舶拘束費に変更が生じたため、1億7,614万8千円を減額し、48億9,570万4,800円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(26) 工事請負契約の変更について（次期処分場護岸築造工事（北その2））

県単常臨・県単常整合併次期処分場護岸築造工事（北その2）について、ひたちなか市山崎94東洋・不動テトラ・常総特定建設工事共同企業体代表者東洋建設株式会社代表取締役社長武澤恭司代理人茨城営業所長平野徹と48億199万3,200円をもって、請負契約を締結し工事を実施中のところ、船舶拘束費に変更が生じたため、1億292万4千円を減額し、46億9,906万9,200円をもって、請負契約の変更をしようとするものである。

(27) 茨城県道路公社の定款の変更について

地方道路公社法の規定に基づき、道路の整備に関する基本計画に係る茨城県道路公社の定款の変更について認可申請をしようとするものである。